

「マンジプロパミド」、「ピリミカーブ」、「フルロキシピル」及び「ホスメット」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、1の農薬については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号に基づき、2～4の農薬については、同法第24条第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは、別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

1. マンジプロパミド
2. ピリミカーブ
3. フルロキシピル
4. ホスメット

マンジプロパミド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成 22 年 2 月 12 日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理。
- ・平成 22 年 2 月 22 日、関連企業からの「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号)に基づく「**インポートトレランス**」による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	マンジプロパミド (Mandipropamid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	マンデルアミド系殺菌剤。被囊胞子又は胞子嚢からの発芽管伸長を阻害し、病原菌の菌糸伸長及び胞子形成を抑制することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物:大豆(べと病)、トマト(疫病)等</p> <p>今回、はくさい(べと病/使用時期等の変更)、ピーマン(疫病/作物の追加)等への適用拡大申請</p> <p>使用方法: 散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.2 mg/kg 体重/day
	国際基準	セロリ、ぶどう等に基準が設定されている。
	諸外国	<p>米国:あぶらな属野菜、ホップ等/EU:ぶどう、レタス等/ニュージーランド:ねぎ類に基準が設定されている。</p> <p>インポートトレランス要請:ホップ(米国基準)</p>
食品安全委員会での評価等	<p>【1】平成 19 年 8 月 6 日 厚生労働大臣より食品健康影響を依頼</p> <p>平成 20 年 7 月 17 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.05 mg/kg 体重/day</p>	

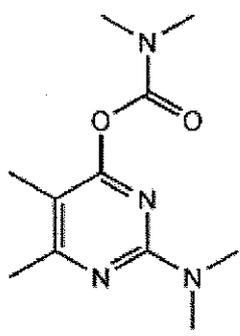
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ピリミカーブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ピリミカーブ (Primicarb)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	カーバメート系殺虫剤。コリンエステラーゼの活性を阻害することで殺虫効果を示す。	
日本における登録状況	登録は失効している。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.02 mg/kg 体重/day
	国際基準	穀類、レタス、核果果実類、畜産物等に基準が設定されている。
	諸外国	豪州: 綿実、ホップ等 / カナダ: りんご、ほうれんそう等 / EU: かんきつ類、うり科野菜等 / ニュージーランド: かんきつ類、仁果果実類等に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

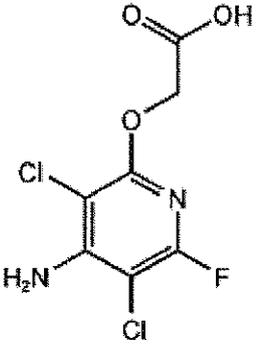
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルロキシピル

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルロキシピル(Fluroxypyr)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ピリジンカルボン酸系の除草剤。一年生及び多年生の広葉雑草に対し、オーキシン様反応を誘起することで効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国: 大麦、仁果果実類、畜産物等 / 豪州: 穀類、畜産物等 / EU: 小麦、ライ麦等 / ニュージーランド: たまねぎ等に基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

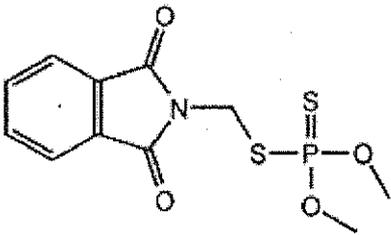
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ホスメット

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ホスメット (Phosmet)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	有機リン系殺虫剤。コリンエステラーゼの活性を阻害することで殺虫効果を示す。	
日本における登録状況	登録は失効している。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.01 mg/kg 体重/day
	国際基準	りんご、もも、綿実等に基準が設定されている。
	諸外国	豪州: キウイ、畜産物等 / カナダ: ぶどう、おうとう等 / EU: かんきつ類、畜産物等 / ニュージーランド: おうとう、クランベリーに基準が設定されている。
食品安全委員会での評価等	なし(初回)	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添 2)

○評価依頼が 2 回目以降の剤に関する追加データリスト

【マンジプロパミド】

- ・ラットを用いた急性経口毒性試験 (代謝物 S) (2006 年)
Safeparm Laboratories [GLP 試験]
- ・細菌を用いる復帰突然変異試験 (代謝物 S) (2006 年)
Syngenta Central Toxicology Laboratory [GLP 試験]
- ・作物残留試験 (国内)
- ・作物残留試験 (海外)